



# 兵庫県議会議員選挙

# 4月3日に告示・4月12日に投票

任期満了にともなう兵庫県議会議員選挙は、4月3日(金)に告示され、投票日は、4月12日(日)です。  
あなたの意見を県政に反映させるための大切な選挙です。よく考え、自由な意思で投票し、あなたの貴重な一票を活かしましょう。

## 投票できる人

投票のできる人は、平成7年4月13日(含む)までに生まれた人で、平成27年1月2日以前から引き続き町の住民基本台帳に登録されている人です。

## 投票所と入場券

投票所は、大字や各地区内の有権者と地理的な要因などによって決められており、町内14箇所に設置します(裏面一覧表のとおり)。  
また、投票所入場券を郵送します。投票当日、あるいは期日前投票時にご持参ください。なお、入場券がなくとも選挙人名簿に登録されている人は投票できますので、当日係員に申し出てください。

また、平成27年1月3日以後に県内市町間で住所を移動された人は、前住所地で投票することになります。この場合、「引き続き県内居住証明書」を提示し、前住所地で投票してください。該当する人は同証明書を、あらかじめいずれかの市区町の住民担当課(市民課)に申し出て、交付を受けてください。

投票日まで投票所入場券がお手元に届かないときは、お問い合わせください。

## 選挙公報

各候補者の経歴や抱負などを掲載した選挙公報は、投票



▲あなたの貴重な1票を、県政に活かしましょう

期日までに各戸配布します。また、役場窓口、日生・六瀬住民センター、生涯学習センター、ゆうあいセンターにも備えていますのでご利用ください。

## 期日前投票は4月4日から開始

選挙期日に、仕事や旅行、ショッピングなどで投票に行くことができない人は、あらかじめ期日前投票を済ませておきましょう。期日前投票所は、役場と日生住民センターに加え、新たにイオンモール猪名川3階フードコート前広場の計3箇所に開設します。

## 不在者投票

遠隔地での不在者投票(名簿登録地の市区町村以外の市区町村で投票)や郵便等投票(指定施設(病院、老人ホームなど)における不在者投票は次のとおり行われます)。  
**遠隔地での不在者投票**  
仕事先、旅行先などの滞在地の市区町村選挙管理委員会に不在者投票をすることができ、この場合は投票用紙等の請求や交付の郵便によるなど日数のかかる手続きがありますので、お早め

町選挙管理委員会へ問い合わせてください。投票用紙等の請求書の様式は、町ホームページからダウンロードできます。  
**郵便等による不在者投票**  
この制度は、身体障害者手帳または戦傷病者手帳をお持ちで身体に重度の障害がある人や、介護保険法による要介護者の人で、定められた要件に該当する人が、居住の場所で郵便等による不在者投票をすることができ、この制度です。

また、郵便等による不在者投票をすることができ、選挙人のうち、自ら投票の記載をすることができない者として定められた要件に該当する人は、代理記載の方法による投票ができます。  
これらの制度を利用するためには、事前に選挙管理委員会から郵便等投票証明書の交付を受けておく必要があります(裏面参照)。  
すでに郵便等投票証明書の交付を受けている人には、選挙管理委員会から投票用紙等、請求書を郵送しますので、

## 代理投票・点字投票

身体が不自由などの理由で自分で候補者の氏名が記入できない人には、選挙期日における投票所および期日前投票所において、係員が代筆する「代理投票」制度があります。また、「点字投票」制度もありますので、係員にお申し出ください。

## 開票

開票は、投票当日、午後9時から社会福祉会館で行い、開票状況は館内および町ホームページで発表します(ホームページアドレスは、広報紙下部に記載)。

## 期日前投票所の開設

